

## 洞爺湖町さわやか環境条例

### (目的)

第1条 この条例は、町民、事業者、土地所有者及び滞在者等（以下「町民等」という。）並びに町が一体となって、ごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄、投げ捨て及びペットのふんの放置（以下「不法投棄等」という。）を防止することにより、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な利用を推進し、もって町民の健康で快適な生活の確保に寄与し、洞爺湖町の自然及び生活環境を後世に引き継ぐことを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、町内に住所を有する者をいう。
- (2) 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 占有者等とは、町内に土地若しくは建物を占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 滞在者等とは、町内に滞在する者及び町内を旅行する者をいう。
- (5) 廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形若しくは液状のものをいう。
- (6) ごみとは、事業活動に伴って生じたごみ及び一般家庭の日常生活に伴って生じたごみをいう。
- (7) 再生資源とは、廃家電製品、空き缶、空きびん等の資源として再生利用可能なものをいう。
- (8) 投げ捨てとは、空き缶、空きびん、紙くず、タバコの吸殻その他これらに類する物を定められた場所以外に投棄し、又は放置する行為をいう。ただし、複数回にわたる行為及び多量に投棄し、又は放置する行為は除く。
- (9) 不法投棄とは、ごみ又は再生資源を定められた場所以外に投棄し、又は放置する行為で、前号に規定する行為以外の行為をいう。

### (町民及び滞在者等の責務)

第3条 町民及び滞在者等は、自然及び生活環境の保全のため、ごみ及び再生資源を適正に処理しなければならない。

- 2 町民及び滞在者等は、ペットを散歩させるときは、ペットのふんを処理するための用具を常に携行し、そのふんを持ち帰り、適正に処理しなければならない。
- 3 町民及び滞在者等は、環境美化活動に積極的に参加するとともに、町が実施

する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に係るごみ及び再生資源を適正に処理しなければならない。

2 事業者のうち、消費することによりごみ又は再生資源となる物の製造、加工、販売等を行う者は、自ら不法投棄等の防止のための措置を講ずるとともに、消費者の意識を高めるよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(占有者等の責務)

第5条 土地所有者は、その土地に不法投棄等を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者は、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(町の責務)

第6条 町は、この条例の目的を達成するための施策を講ずるものとする。

2 町は、自然及び生活環境の保全を図るため、不法投棄と認められる事実を発見した場合は、関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応しなければならない。

3 町は、町民及び滞在者等に対し、不法投棄等の防止に関する意識の啓発に努めるものとする。

4 町は、環境美化活動又は不法投棄等の防止に関する活動を行う町民等に対し、その活動を支援するよう努めるものとする。

(投げ捨て等の禁止)

第7条 町民及び滞在者等は、道路、公園、河川、海岸、広場、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及びその他の他人が占有する場所に空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

2 町民及び滞在者等は、公共の場所及びその他の他人が占有する場所に、犬、猫等のペットのふんを放置してはならない。

3 公共の場所において、宣伝物、印刷物、その他のもの（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合は速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

4 町民及び滞在者等は、公共の場所及びその他の他人が占有する場所に、落書

きをしてはならない。

(公共の場所での喫煙の制限)

第8条 町民及び滞在者等は、公共の場所においては、灰皿の設置場所又は回収容器等を用いなくて、たばこを喫煙してはならない。

(公共の場所での廃棄物の焼却、投棄等の禁止)

第9条 町民及び滞在者等は、公共の場所において廃棄物を焼却してはならない。

2 町民等は、公共の場所に廃棄物を投棄又は放置してはならない。

(ごみ収集日以外のごみ出しの禁止)

第10条 町民及び滞在者等は、滞在者等及び事業所はごみ収集日以外に、ごみをごみ集積所に出してはならない。

2 町民、滞在者等及び事業所は、ごみ収集日に指定品目以外のごみを出してはならない。

(回収容器の設置義務)

第11条 空き缶等及びたばこの吸い殻等投げ捨てるの対象となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、これらの投げ捨てるを防止するため、消費者の意識の啓発、回収容器の設置及び適正な管理等その他必要な措置を講じなければならない。

2 回収容器は、販売店又は自動販売機の近くに見やすく表示し設置しなければならない。

(血水流出等の防止)

第12条 食品、水産物及び畜産物又はその残さ(以下「食品残さ等」という。)を運搬する者は、道路に食品残さ等が落下し、又は血水が流出して発生する悪臭により環境を損なわないよう、その落下又は流出の防止に必要な措置を講じなければならない。

(空き地、廃材等の適正管理)

第13条 空き地及び遊休地の占有者等は、その占有する空き地等の草刈りを行うなど清潔を保つとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正な管理をし、又は投棄された廃棄物の除去等その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 建設資材及び廃屋、廃車等の占有者等は、塀等の設置等必要な措置を講じて、環境、景観及び安全の保持に努め適正に管理しなければならない。
- 3 事業者は、事業活動に伴って生じた資材、土砂、がれき、廃材等を適正に管理し生活環境保全上支障がないようにしなければならない。

(緑化義務)

- 第14条 自然と町民生活の調和を図り、良好な環境の形成に資するため土地の占有者等は、当該土地の緑化に努めなければならない。
- 2 町、町民及び滞在者等、事業者及び占有者等は、花及び花木を植えてさわやかな環境を育むよう努めなければならない。

(分別収集への協力)

- 第15条 町民、滞在者等及び事業者は、環境への負荷の軽減のため町が実施する分別収集及びごみの資源化に協力するよう努めなければならない。

(資源循環型社会の構築及び再生品の利用促進)

- 第16条 町、町民、滞在者等及び事業者は、環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築するために、積極的に資源の循環的な利用に取り組まなければならない。
- 2 町、町民等及び事業者は、ごみの分別資源化によつて生じた原材料によつて生産された再生品を積極的に生産販売、購入及び使用するよう努めなければならない。

(廃棄物の自家焼却の自粛)

- 第17条 町民、滞在者等及び事業者は焼却によつて有害物質を発生させるおそれのある廃棄物を、自家焼却又は野焼をしないよう努めなければならない。

(廃棄物発生の制限)

- 第18条 町民、滞在者等及び事業者は、自らの生活や事業において廃棄物の発生をできるだけ少なくするよう努めなければならない。
- 2 町民及び滞在者等は買物の際は買物袋を持参し、又、事業者は商品の包装等を工夫し、買物時の廃棄物発生を減少させるよう努めなければならない。

(土ぼこり発生の防止)

- 第19条 土ぼこりによる環境の汚染を防止するため、事業者及び占有者等は、

当該土地から土ぼこりを発生させないよう努めなければならない。

(ごみ集積所の設置)

第20条 寮、アパート、マンション等集合住宅の占有者等は、専用のごみ集積所を設置するよう努めなければならない。

(情報提供)

第21条 町民及び滞在者等は、不法投棄又は不法投棄をしている者を発見したときは、速やかに町長に情報提供するものとする。

(立入調査)

第22条 町長は、不法投棄されたと認められるときは、町長の指定する職員に、その土地に立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第23条 町長は、この条例の目的を達成するために必要と認めたときは、町民等に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第24条 町長は、第7条の規定に違反して不法投棄、投げ捨て又はペットのふんの放置をした者に対し、回収を勧告することができる。

(命令)

第25条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うことを命令できる。

(氏名等の公表)

第26条 町長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者の氏名等を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(捜査機関への要請)

第27条 町長は、第7条第1項の規定に違反した行為で関係刑罰法規に違反し、かつ、その違反が重大であると認めるときは、捜査機関に対し、当該刑罰法規を適用するよう積極的に要請するものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。